

平成19年12月28日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部を下記のとおり改正し、平成20年1月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D001中(5)から(7)を(6)から(8)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) ミオイノシトール定量

ア ミオイノシトール定量は、区分「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「12」のアルブミン定量精密測定に準じて算定する。

イ 空腹時血糖が110mg/dl以上、126mg/dl未満の患者に対し、耐糖能診断の補助として、尿中ミオイノシトールを測定した場合に1年に1回に限り算定できる。
ただし、既に糖尿病と診断されている場合は、算定できない。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D013中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)定量

ア B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)定量は、区分「D013」肝炎ウイルス関連検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。

ただし、検査料については、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」のHBV核酸同定精密測定に準じて算定できる。

イ B型肝炎ウイルス感染の診断の補助及び治療効果の判定の目的で、血清または血漿中のB型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)を測定した場合に1月に1回に限り算定する。なお、HBV核酸同定精密測定、HBV核酸定量測定、DNAポリメラーゼを同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)別添1第2章第3部中

改正後	現行
D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)～(3) (略) (5) ミオイノシトール定量 ア ミオイノシトール定量は、区分「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「12」のアルブミン定量精密測定に準じて算定する。 イ 空腹時血糖が110mg/dl以上、126mg/dl未満の患者に対し、<u>耐糖能診断の補助として、尿中ミオイノシトールを測定した場合に年1回に限り算定できる。ただし、既に糖尿病と診断されている場合は、算定できない。</u> (6)～(8) (略)	D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)～(7) (略)
D013 肝炎ウイルス関連検査 (1)～(8) (略) (9) B型肝炎ウイルスコア関連抗原 (HBcrAg) 定量 ア B型肝炎ウイルスコア関連抗原 (HBcrAg) 定量は、区分「D013」肝炎ウイルス関連検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。 <u>ただし、検査料については、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」のHBV核酸同定精密測定に準じて算定できる。</u> イ B型肝炎ウイルス感染の診断の補助及び治療効果の判定の目的で、血清または血漿中のB型肝炎ウイルスコア関連抗原 (HBcrAg) を測定した場合に1月に1回に限り算定する。<u>なお、HBV核酸同定精密測定、HBV核酸定量測定、DNAポリメラーゼを同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。</u> (10) (略)	D013 肝炎ウイルス関連検査 (1)～(9) (略)